

秋田市マイタウン・バス愛称選定等に関する事務取扱規約

(平成17年12月7日部長決裁)

(趣旨)

第1条 この規約は、秋田市マイタウン・バスの愛称(以下「愛称」という。)の選定等について、必要な事項を定めるものとする。

(愛称の募集等)

第2条 市長は、愛称を秋田市マイタウン・バスの運行区域に関係する小学校および中学校(以下「小・中学校」という。)の生徒から募集するものとする。

2 市長は、募集するにあたり、小・中学校の校長を通じ周知するものとする。

(応募の手続き)

第3条 愛称に応募しようとする者は、市長に秋田市マイタウン・バス愛称応募用紙(別紙)を提出するものとする。

(選定方法等)

第4条 市長は、秋田市マイタウン・バスの運行にあたり設置する秋田市マイタウン・バス運行協議会の選考を経たうえで、愛称を選定するものとする。

2 前項により選定した愛称に係る著作権は、秋田市に帰属するものとする。

(選定結果の通知等)

第5条 愛称の選定結果は、小・中学校の校長に文書により通知するものとする。

2 提出された愛称応募用紙は、返却しないものとする。

(表彰等)

第6条 市長は、第4条の規程により選定したときは、当該愛称の応募者を表彰することができる。

2 選定した愛称の応募者が複数の場合は、抽選により表彰者を決定するものとする。

3 表彰は、表彰状を授与して行うものとする。

4 表彰には、記念品を併せて授与することができる。

(委任)

第7条 この規約で定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規約は、平成17年12月7日から施行する。

(あきたし まいたうん・ばす あいしょうぼしゅうようし)
秋田市マイタウン・バス愛称応募用紙

「ふ り が な」 (あい しょう めい) 愛 称 名
「 _____ 」

(り ゆ う)

理 由

(あなたが) (がっこうめい) 学 校 名 _____

(がくねん・くみ) (ねん) (くみ)
学 年 ・ 組 年 組

「ふりがな」 「 _____ 」
(なまえ)
名 前
